訴訟当事者の権利宣言

すべての人は、憲法が保障する裁判を受ける権利を持っており、民事訴訟の当事者（原告あるいは被告など）となるときは、裁判を受ける権利及び民事訴訟法その他関連する法律に基づき、国、裁判所、裁判官に対して、訴訟制度及び訴訟手続について以下に述べる権利を有する。また、訴訟当事者は、委任契約及び弁護士の法律専門職としての責務に基づき、委任した弁護士に対して、以下に述べる権利を有する。

裁判官、弁護士ら訴訟関係者は、これらの訴訟当事者の権利を日々の訴訟において尊重する必要があり、また、国、裁判所は、その確立のために、裁判官の増員などの人的物的基盤の整備、情報・証拠収集手続の拡充などの施策を講ずる責務がある。

私たち弁護士は、民事弁護にあたり訴訟当事者の権利を尊重するとともに、国、裁判所、裁判官に対し訴訟当事者の権利の尊重と、その確立のために必要な施策の実施を求める。

1　（訴訟当事者の権利を尊重した丁寧な訴訟を求める権利）

訴訟当事者は、裁判所と委任した弁護士に対して、訴訟当事者の権利を尊重した丁寧な訴訟を求めることができる。

2　（公正、適正、充実、迅速な審理を求める権利）

訴訟当事者は、裁判所に対して、公正、適正、充実、迅速な審理を求めることができる。

3　（弁護士の民事弁護を受ける権利）

訴訟当事者は、弁護士の民事弁護を受けることができる。

4　（費用・法律扶助についての権利）

訴訟当事者は、経済的事情で訴訟をすることが困難であるときは、国に対して、公的な法律扶助を求めることができる。訴訟当事者は、国、裁判所、委任する弁護士に対して、訴訟に要する費用について情報の提供と説明を求めることができる。

5　（手続に関する情報の提供と説明を受ける権利）

訴訟当事者は、裁判所と委任した弁護士に対して、訴訟の手続や進行について、必要な情報の提供と説明を求めることができる。

6　（当事者の意思の尊重）

訴訟当事者は、裁判所と委任した弁護士に対して、訴訟の手続や進行について、当事者の意思を尊重するよう求めることができる。

7　（審理の充実を求める権利）

⑴　（情報・証拠を集める権利）

訴訟当事者は、訴訟のために情報・証拠を集めることができる。

⑵　（討論、協議を求める権利）

訴訟当事者は、裁判所と委任した弁護士に対して、裁判所と弁護士が必要に応じて論点についての討論と進行についての協議をするよう求めることができる。

8　（法的審問請求権）

訴訟当事者は、下記の権利を中心とした法的審問請求権を有する。

⑴　（弁論権）

訴訟当事者は、裁判所に対して、判決の基礎となる法律上・事実上の諸点について適宜に意見を述べることができる。

⑵　（証明権）

訴訟当事者は、裁判所に対して、証拠を調べるよう求めることができる。

⑶　（十分な理由のある判決を求める権利）

訴訟当事者は、裁判所に対して、十分な理由のある判決を求めることができる。

当連合会は以上のとおり宣言する。

2025 年（令和 7 年）11 月 28 日

近　畿　弁　護　士　会　連　合　会

提　案　理　由

第１　「訴訟当事者の権利宣言」の提案に至る経緯と提案の理由

１　民事訴訟が抱える問題と裁判を受ける権利

今の日本の民事訴訟については様々な問題が指摘されている。大阪弁護士会が 2012 年に行った弁護士に対するアンケート調査では、多くの問題が指摘された（自由と正義 64 巻 8 号 35 頁以下）。当連合会は、2016 年に民事控訴審について弁護士に対するアンケート調査を行い、それに基づき 2018 年 8 月 3 日に審理の充実を求める「民事控訴審の審理に関する意見書」を発表した（自由と正義 70 巻 4 号 44 頁）。また、民事訴訟法学者らが民事訴訟を経験した国民に対して行った調査によれば、今の民事訴訟についての満足度は低い。

日本の民事訴訟が抱える問題には、裁判にかかる費用の問題などもあるが、訴訟の現場で急激な変化が生じていて、証拠調べがされなくなっているなどの審理に関する問題（人証の人数や時間の制約の問題、文書提出命令等の採否の問題等も含む）が重要である。2025 年 2 月 5 日に大阪弁護士会主催、日本弁護士連合会（以下、日弁連という）、当連合会共催でシンポジウム「法的審問請求権という権利をご存じですか」が開催されたが、それに先だって 2024 年に大阪弁護士会が行った弁護士に対するアンケート調査では、最近の審理に関する問題を中心に約 60 件の問題事例の報告があった。シンポジウムでは、裁判官と弁護士は憲法上の権利として認められる法的審問請求権を尊重した訴訟を行う必要のあることが指摘され、訴訟当事者の権利を確認・確立するために「訴訟当事者の権利宣言」の試案が提案された。この権利宣言の訴訟当事者とは、１審における原告、被告など、控訴審における控訴人、被控訴人など、上告審における上告人、被上告人などである。

人々は憲法 32 条で「裁判を受ける権利」を保障されている。裁判を受ける権利は、刑事事件においては、裁判を受けることなく処罰されない権利を保障する自由権の一種であると解され、民事事件、行政事件においては、裁判所の裁判を求める権利を保障する受益権の一種と解されている（憲法学の通説である）。

民事訴訟（人事訴訟、行政訴訟を含む）は、事実を解明し、当事者の権利を確定・実現することが基本的な目的である。争いになっている事案で真実を明らかにするためには十分な審理が必要である。ドイツでは、弁論主義と当事者の法的審問請求権に基づいて、当事者が申請した証拠方法は全部調べるのが原則である。

日本の民事訴訟でも、当事者には弁論権、証明権があるとされているが、実務においてはややもすればないがしろにされている。地方裁判所における証人や当事者の尋問は、どんどん行われなくなり、30 年の間（1978 年から 2008 年）に約 4 分の 1 に減り、その後は少ない状態が続いている（第 5 回裁判の迅速化に係る検証に関する報告書 37 頁、第 11 回裁判の迅速化に係る検証に関する報告書 56 頁など）。争点整理が行われるようになった影響も考えられるが、弁護士からは裁判官が人証

を調べようとしなくなったという意見がある。

また、控訴審は、民事訴訟法では続審として定められているが、裁判官の間では事後審的運用が許されるとして、最近は 8 割近くが 1 回で結審する。また、高裁でも 1985 年頃までは 30%以上の事件で人証調べが行われたが、最近は人証調べが行われる事件の割合は約 1 %にまで減っている。なかには第 1 回期日に裁判所から何らの釈明などもないまま結審され、結論が逆転した判決が出て、当事者、弁護士から不意打ち判決であると不満、批判が出ることもある。

当連合会や大阪弁護士会が行った弁護士に対する前記の 3 つの調査では、今の地裁、高裁の民事訴訟の審理について問題があるとする意見、批判が相当数ある。

2　訴訟当事者の権利を確認・確立する必要（民事訴訟の IT 化で問題が拡大する懸念）

この問題の背景には、最高裁判所（以下、最高裁という）が進めている裁判の迅速化、効率化がある。最高裁は、民事裁判の IT 化のための民事訴訟法の改正を検討する際、裁判の迅速化、効率化のために、審理期間を 6 か月に制限した簡易な訴訟制度と和解に代わる決定の制度の新設を提案した。和解に代わる決定の制度は成立に至らなかったが、審理期間を制限した訴訟制度は「法定審理期間訴訟手続」として新設された。

現在、民事裁判の IT 化が進められており、2026 年 5 月までに法定審理期間訴訟手続も含めた IT 化のための改正民事訴訟法が全面施行される。最高裁長官の 2025 年の新年のことばでは、「デジタル化を契機として裁判手続きを効率化」することや「コンパクトな審理判断を目指す」ことなどが述べられており、民事訴訟の進め方が変わる可能性がある。大阪弁護士会は、2022 年 5 月 1 日付「『民事訴訟法等の一部を改正する法律』の成立についての会長声明」で、IT 化を契機として「職権主義的な訴訟運営がなされないように」することを求めた。2024 年の大阪弁護士会の調査によると、既に、第 1 回口頭弁論期日を法廷で実施することを希望する当事者に対して裁判所がウェブによる主張整理手続にすることを執ように求めた例や、ウェブ会議を弁論準備ではなく、書面による準備手続（この手続中は主張も証拠も陳述・提出扱いにならない）で行い、口頭弁論期日を指定する段階になって整理した主張と証拠だけを陳述・提出させた例、被告が実質的な答弁をしていない段階で裁判所が主導して方向性を協議した例などが報告されている。民事訴訟の IT 化のなかで裁判所が迅速化、効率化を進めようとして、審理が形骸化したり、争点整理が不十分になったり、当事者の主張・立証が十分に保障されないなどの懸念がある。

上記のように、日本の民事訴訟は、今、弁論権、証明権などの訴訟当事者の権利がややもするとないがしろにされ、さらに侵害されるおそれが生じている。国民主権の司法、訴訟当事者が主人公として大切にされる訴訟、訴訟当事者にとって納得のいく民事訴訟を実現するためには、国民と訴訟関係者において「訴訟当事者の権利」が確認され、確立されることが必要になっている。

裁判官、弁護士には、「訴訟当事者の権利」を踏まえ、日々の実務において、訴訟当事者の権利を尊重した訴訟を行うことが求められる。

また、国、裁判所には、「訴訟当事者の権利」が保障された民事訴訟を実現するために、裁判官

の大幅な増員と情報・証拠収集手続の拡充が求められる。わが国は戦後、裁判件数が増えても裁判官の増員をしてこなかった。日弁連は、2003年10月23日、「裁判官及び検察官の倍増を求める意見書」を発表し、当時の2300人の裁判官を10年かけて少なくとも4600人にするよう求めた。司法改革の施策で20年間に約700人増えたが、2025年度の定員（簡裁判事を除く）は3020人であり、倍増にはほど遠い。しかも、定員の充足ができず、2022年以降は逆に定員を減らしている。日本の裁判官の人数は未だに少なく、人口比でドイツの約11分の1、アメリカの約4分の1である（「裁判所データブック2019」30頁）。大規模庁では裁判官は一人で約190件もの訴訟を抱えており（2018年3月30日の衆議院法務委員会議事録。最高裁は2017年末の東京地裁の裁判官の手持事件数は約190件であると説明。）、裁判官の大幅な増員をはかる必要がある。

3　法的審問請求権について

訴訟当事者の権利のなかでもその中心をなすのが法的審問請求権であるので、はじめにこれについての説明をする。

ドイツでは、日本の憲法に相当する基本法において「何人も裁判所の面前において法的審問を求める権利を有する」（103条1項）と定められている。これは法的審問請求権（あるいは審尋請求権）と言われ、ドイツの連邦憲法裁判所の判例は、法的審問請求権とは、訴訟において「あっさり片づける」ことを禁ずる個人の「訴訟上の原権」であると判示している。

日本の憲法には「法的審問請求権」という言葉は明記されていないが、憲法32条の裁判を受ける権利には法的審問請求権が含まれていると理解されており、憲法および民事訴訟法の学説上、ほぼ争いがない。しかし、今の実務において、訴訟関係者が訴訟当事者の法的審問請求権を認識し、十分に尊重していると言えるかは疑問がある。

法的審問請求権の中で中心的なものは、意見を述べる権利（弁論権）（8項(1)）、立証することができる権利（証明権）（8項(2)）であるが、それ以外に裁判所に対して情報を求める権利（5項）や十分な理由のある判決を求める権利（8項(3)）なども含まれ、複合的な権利である。

4　訴訟当事者の権利の根拠

訴訟当事者が、国、裁判所、裁判官に対して有する権利は、憲法が定める裁判を受ける権利（法的審問請求権を含む）に基づくものである。そこで、控訴裁判所の手続や判決が当事者の法的審問請求権を侵害している場合は、当事者は、民事訴訟法312条1項により上告ができると学者は解している。憲法上の権利の問題であり、憲法違反の上告理由があると解するのが相当である。

これに対して、訴訟当事者が委任した弁護士に対して有する権利は、訴訟当事者と弁護士との間の委任契約及び弁護士の専門職としての責務に基づく。近代訴訟制度は、人々に法律の専門職である弁護士の民事弁護を受ける権利を保障し、弁護士の法律事務の独占を認めている。弁護士は、日弁連の弁護士職務基本規程が種々の定めを設けているように、法律専門職としての責務を負っており、この責務に対応する当事者の権利は、広義の裁判を受ける権利に包含される。

このように、訴訟当事者の権利は、国、裁判所、裁判官に対するものと、委任した弁護士に対す

るものとでは、根拠、性格が異なるが、権利宣言の 1 項、4 項、5 項、6 項、7 項(2)に記載したように、訴訟当事者は訴訟関係者である裁判所と委任した弁護士の双方に対して、基本的に同じ趣旨の権利を有している。訴訟当事者にとって、その権利が尊重された納得のいく訴訟が行われるためには、裁判所と弁護士の両者がそれぞれの義務を尽くす必要がある。訴訟当事者のためには、裁判所に対する権利と委任した弁護士に対する権利を合わせて確認し、その確立をはかることが適切である。

第 2　訴訟当事者の各権利の説明

1　第 1 項の「訴訟当事者の権利を尊重した丁寧な訴訟を求める権利」について

訴訟になる事案は、多くの場合、当事者や関係者の主張・言い分に食い違いがある。これらは、思い違い、考え違い、誇張、脚色によるものもあれば、なかにはウソ（虚偽）、隠ぺいによる場合もある。事実を解明し、正しく認定するためには、十分な審理、丁寧な審理が必要である。ドイツの判例は、前述したように、法的審問請求権とは、訴訟において「あっさり片づける」ことを禁ずる趣旨であると判示している。

日本の民事訴訟は、訴訟当事者や第三者が保有する情報・証拠を開示させる制度が十分でない。訴訟当事者や代理人は不利なことは言わない傾向があり、裁判官が適切に釈明権を行使したり、訴訟当事者による立証方法（対立する関係者の証人尋問や、対立当事者が隠している情報・証拠の収集など）を認めたりしなければ、真実は闇に埋もれてしまう。真実を明らかにするためには、丁寧な審理が必要である。

また、訴訟当事者にとっては、裁判所がいかなる判決を下すとしても、自らの主張に対して裁判所が正面から向き合ってくれることが重要である。民事訴訟利用者に対して行われた調査によれば、訴訟制度の評価（満足度）においては、裁判官評価が大きな要因となっており、その裁判官評価においては「傾聴」、「丁寧さ」が重要であることが示されている（菅原郁夫「民事訴訟利用者調査がもたらす視点」民事訴訟雑誌 66 号 17 頁）。

弁護士も、委任契約に基づき、また、法律専門家としての職責から、訴訟当事者の権利を尊重した丁寧な訴訟となるよう職務を全うしなければならない。日弁連の弁護士職務基本規程は、「弁護士は、良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現するように努める。」（21 条）と定めている。

医療の分野では、かつて、患者は医療行為の客体であると考えられてきた。1970 年代から世界的に「患者の権利」が提唱されるようになり、今では、患者は医療行為の主体であるという考え方が当然のものとなった。患者は医療・治療の主体であり、まずは十分な情報提供がなされる。患者は、不安や病状について自ら十分に語る機会を与えられ、不安・病状について専門家である医師によって十分な説明がされる必要があると考えられている。訴訟と医療で性格、目的が異なるが、専門家が専門分野において人々に対して行う業務という点では共通であり、医療における考え方を参考にすることは一定の意義があると考えられる。

2　第 2 項の「公正、適正、充実、迅速な審理を求める権利」について

裁判の迅速化に関する法律は、司法が役割を果たすためには、「公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠である」（1 条)、「裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない」（2 条 3 項）と定めている。また、民事訴訟法は、「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め」なければならない（2 条）と規定している。訴訟当事者は、公正、適正、充実、迅速な訴訟を求める権利を有していると言うことができる。

アメリカ合衆国憲法修正 5 条は「何人も法のデュー・プロセスによらずして生命・自由もしくは財産を奪われない」と規定して、デュー・プロセスの権利を保障している。デュー・プロセスの条項は、告知と聴聞を中核とする公正な手続の保障を意味していると解されている。訴訟制度は人類が築いてきた歴史のある制度であるから、手続的保障の意義が侵害されないようにする必要がある。

ここで肝要なことは、「迅速な審理」のために公正・適正・充実な審理が損なわれることがあってはならない、ということである。民事訴訟の利用者に対する調査によれば、利用者が民事訴訟を躊躇した理由でもっとも多く指摘されたのは時間と費用の問題であったが、実際に訴訟をしてみての感想としては、時間の長短は満足度に直接的な影響を与えておらず、審理期間が短いほど満足するという関係はないことが明らかになっている（前掲「民事訴訟利用者調査がもたらす視点」民事訴訟雑誌 66 号 17 頁)。期間をできるだけ短くする努力は必要であるが、当事者は言い分がきちんと聞かれる充実した審理を望んでいるのであって、訴訟の迅速化は、利用者の満足を得るための最重要課題ではない。

3　第 3 項の「弁護士の民事弁護を受ける権利」について

訴訟は複雑な技術的制度であり、実体法と手続法についての専門的な知識が必要である。そこで、歴史的に、当事者に助言し、代理し、その権利の実現をはかる法律の専門家として弁護士の制度が発展してきた。近代国家ではどの国も弁護士に委任できることにしている。人々の裁判を受ける権利が実現するためには、人々に弁護士の弁護を受ける権利が認められなければならない。スペインでは、憲法で「何人も裁判を受ける権利と弁護士の弁護を受ける権利を有する」（24 条）と定めている。4 項で述べる法律扶助についての権利は、弁護士による弁護を受ける権利を実現するためにも必要である。

弁護士は、民事訴訟においては訴訟代理人として訴訟活動を行うが、それは民事弁護として依頼者の権利・正当な利益を実現するためのものでなければならない。

弁護士は、事件の受任及び処理にあたって法律家として自由かつ独立の立場を保持することが求められる（弁護士職務基本規程 2 条、20 条)。受任する義務はなく、依頼者の目的が不当なものであるとき、あるいは依頼者との間で信頼関係を築けないおそれがあるときなどは、弁護士は受任を断ることができる（「解説弁護士職務基本規程（第 3 版)」44 頁、48 頁)。

4　第 4 項の「費用・法律扶助についての権利」について

経済的理由によって司法へのアクセスが制限されてはならない。しかし、現在の日本の法律扶助制度は原則立替・償還制であり、経済的に脆弱な立場にある者の司法へのアクセスの制限となっている。訴訟当事者の権利の実現のためには、日本においても諸外国にならって早急に給付制の法律扶助制度を採用する必要がある。同時に、法律扶助の範囲の拡大と弁護士報酬の適正化が必要である（日弁連の 2023 年 3 月 3 日の「民事法律扶助における利用者負担の見直し、民事法律扶助の対象事件の拡大及び持続可能な制度のためにその担い手たる弁護士の報酬の適正化を求める決議」）。

フランスでは裁判所の手数料は無料であり、多くの国が一律に数万円程度にしている。日本は請求額に応じて裁判所手数料を高くしているが、利用の妨げになっており、低い定額にすべきである。

訴訟に要する費用についての情報提供も必要である。国による情報提供の中には、法律扶助についての広報が含まれる。弁護士による情報提供及び説明には、弁護士報酬や裁判所手数料についてのみならず、法律扶助の利用についての情報提供と説明も含まれる。

5　第 5 項の「手続に関する情報の提供と説明を受ける権利」について

法的審問請求権の行使は、裁判手続について一定の情報を得ることを前提とする。この情報がなければ、当事者は訴訟資料につき適切に意見を述べることができない。法的審問請求権の内容には、裁判所に対して情報を求める権利も含まれる。当事者の情報を求める権利に対応して、裁判所は、当事者に訴訟手続についての情報を提供する義務を負う。

ドイツでは、裁判所は、手続開始の申立、相手方の提出書面と添付書類、裁判所が公知又は顕著な事実として扱う事実、裁判所が以前に当事者に与えた示唆から離れて反対の裁判をしようとする場合、控訴審が重要な点について原審の判断と異なる見解に基づき主張や立証の補充が必要と見る場合などに、これらを当事者に指摘する義務があると解されている（松本博之「民事上告審ハンドブック」123 頁等）。

また、訴訟当事者が適切な意思決定を行うためには、弁護士も、当事者に対し、できるだけの情報を提供し説明することが必要である。弁護士職務基本規程 36 条は「弁護士は、必要に応じ、依頼者に対して、事件の経過及び事件の帰趨に影響を及ぼす事項を報告し、依頼者と協議しながら事件の処理を進めなければならない。」と規定している。

6　第 6 項の「当事者の意思の尊重」について

民事訴訟は、事実を解明し、当事者の権利を確定・実現することが基本的な目的であって、その主体は当事者である。裁判所や弁護士など訴訟関係者の考えや都合だけで訴訟手続が進められるべきではなく、当事者の意思が尊重された訴訟進行がなされなければならない。

人々には自らの権利、法的利益の実現を司法に求める権利があり、訴訟当事者が判決を求めたときは、裁判所は判決を出す義務がある。弁護士に対する調査では、裁判所が和解を押し付けるという事例の報告が少なくない。委任を受けた弁護士は訴訟当事者に判決と和解のメリット、デメリッ

ト等を説明する必要があるが、裁判官が和解による訴訟の終了を強要するのは不適切であって、訴訟当事者の意思が尊重されなければならない。

依頼者が最善の自己決定をするためには、弁護士からの説明や情報提供が適切に行われている必要がある。弁護士職務基本規程は、受任の際の説明義務（29 条 1 項）、報告と協議の義務（36 条）等を定めているが、これらの規程の基礎になるものとして、「弁護士は委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行うものとする。」（22 条 1 項）ことを定めている。

7　第 7 項の「審理の充実を求める権利」について

⑴　情報・証拠を集める権利

わが国の民事訴訟は弁論主義を採用しており、訴訟当事者は、自ら証拠を提出する権利と責任を負う。その権利と責任を保障するためには、情報・証拠を集める権利が認められなければならない。

民事訴訟法は、提訴前の当事者照会、提訴前の証拠収集処分（法132条の 2 以下）、当事者照会（法163 条）などの手続を定めているが、強制力がなく、ほとんど利用されていない。文書提出命令の申立は、必要性を理由に裁判所で却下されたり、放置されたりすることがある。また、弁護士会照会は回答が拒否されることがある。このようにわが国では事実の解明に向けた情報・証拠を集める権利が保障されているとは言い難い。

一定の強制力を有する情報・証拠の収集制度を導入することが望まれるが、現行法下にあっても、文書提出命令の積極的な運用、裁判官の釈明権の積極的な行使、弁護士会照会の拡充などにより、権利の実質的な保障が求められる。

なお、情報・証拠を集める権利と次の討論・協議を求める権利は、事実関係の解明と充実した審理のために当事者にとって極めて重要な権利であるが、憲法上の権利である法的審問請求権に含まれるかについてはドイツでも議論があるようであり、本宣言では今後の検討課題として別の項にした。

⑵　討論・協議を求める権利

ア　論点について裁判官と弁護士が必要に応じて討論を行うよう求める権利

民事訴訟の審理が、公正、適正、充実、迅速なものであるためには、口頭弁論で裁判官と弁護士が論点について必要に応じて意見交換、討論をすることが求められる。この対論的な性格が近代訴訟の貴重で重要な特質であると言われている。

わが国の民事訴訟法は、裁判官の釈明権（法 149 条 1 項、2 項）や訴訟当事者の発問権（同条 3 項）を定めているものの、これらが行使されることは多くない。

ドイツの民事訴訟法 139 条 1 項は、「裁判所は、事実関係及び訴訟関係について、必要である限り、当事者とともに事実及法律の両面から討論し、かつ、問題の提起をしなければならない。」と定めている。わが国の民事訴訟法においても、これと同様の規定を置くことが望ましいが、現行法下にあっても、釈明権、発問権の制度を積極的に活用して、裁判官と弁護士が必

要に応じて討論を行うことを求める権利を実現すべきである。

現在、民事裁判のIT化が進められていてオンラインの期日が増えているが、第1で述べたように、手続の形骸化や裁判所の職権的進行などの懸念がある。論点についての討論と進行についての協議を裁判官と弁護士が必要に応じて行うよう求める権利を訴訟当事者の権利として確認、確立することが重要である。

イ　進行について裁判官と弁護士が必要に応じて協議を行うよう求める権利

裁判官と弁護士が期日ごとに進行について必要に応じて協議を交わすべきであることについては、実務家の間で異論はないものと思われる。しかし、実際には必要な協議が尽くされているとは言い難い。

当連合会は、2018年8月3日に「民事控訴審の審理に関する意見書」を発表し、「第1回期日に控訴審裁判所が考える争点、証拠の評価、追加の主張立証などについて当事者と十分な意思疎通、コミュニケーションをはかり、必要な争点の整理や適切な釈明権の行使などを行う」ことを求めた（当連合会ホームページ掲載）。このように進行に関して必要に応じて裁判官と弁護士が意思疎通、コミュニケーションをはかるべきであることは、控訴審に限定されず、すべての訴訟において要請されることである。

8　第8項の「法的審問請求権」について

第1において述べたように、人々は憲法により裁判を受ける権利を保障されており、憲法学及び民事訴訟法学において、裁判を受ける権利には「法的審問請求権」が含まれると解されている。

法的審問請求権は、以下に述べる弁論権、証明権、十分な理由のある判決を求める権利の他に、先に述べた手続に関する情報の提供と説明を受ける権利（5項）等も含む複合的な権利である。

⑴　弁論権

自己の見解を表明し、かつ聴取される機会が与えられることを要求する権利を内容とするもので、法的審問請求権から導かれる当然の帰結である。

⑵　証明権（証拠の取り調べを求める権利）

訴訟当事者は、自己の主張を裏付けるための立証手段として、裁判所への証拠の提出の機会及びその証拠を取り調べる機会が保障される必要がある。

ドイツの民事訴訟では、当事者が申請した証拠は原則として調べられなければならないと解されている（木川統一郎「敗訴見込みの当事者の証拠申請の採否」『民事訴訟法改正問題』97～99頁等）。その根拠は、民事訴訟が弁論主義を採っていることと基本法が定める法的審問請求権である。

日本の民事訴訟法も母法であるドイツ法にならって弁論主義を採用しており、学説の多くは、明治、大正の時代から、当事者が申請した証拠は原則として取り調べられなければならないとしている。

最高裁の判決は、証拠の採否は裁判所の裁量あるいは自由裁量に属すると判示するが、理由を

述べていない（最判昭和23・９・18裁判集民１・299、最判昭和26・10・19裁判集民５・645、最判昭和41・４・14民集20・４・649等）。また、「裁判所は、当事者が申し出た証拠で必要でないと認めるものは、取り調べることを要しない」とする民事訴訟法181条１項を根拠にして裁判所に採否の裁量があるとする学説もある。しかし、民事訴訟法181条１項は、大正15年の改正の際にできた旧民事訴訟法259条を引き継いだ規定であるところ、帝国議会で政府委員は、旧民事訴訟法259条は旧々民事訴訟法274条１項の趣旨を変更するものでないと説明していた（日本立法資料全集13「民事訴訟法（大正改正編）⑷　」507頁）。旧々民事訴訟法274条１項は、「当事者ノ申立テタル数多ノ証拠中其調フ可キ限度ハ裁判所之ヲ定ム」という規定であり、その立法趣旨は、同じ立証趣旨の証拠が複数ある場合、とりあえずはそのうちのいくつかを調べることができる（証明に達しないときは残りを調べる）ことを定めたものと解されており（本多康直・今村信行共著「民事訴訟法註解」833頁等）、裁判所の自由裁量を定めた規定であるとは解されていなかった。

現在、多くの学説は、民事訴訟の弁論主義と憲法上の権利である法的審問請求権に基づいて、当事者が申請した証拠は原則として取調べを要すると解している。裁判官、弁護士は、訴訟当事者が有する証明権を尊重し、これを侵害しないように審理をしなければならない。

民事訴訟法は、取調べを要しない場合として、当事者間に争いがない事実、顕著な事実、時機に後れた攻撃防御方法などを定めている。それら以外に取調べを要しないのは、ドイツの判例なども参考にして、立証する事項と関連性が無い場合や、既に提出された証拠で十分な証明ができている事実についてさらにこれを基礎づけるための証拠の申出がなされた場合などに限られると解するのが相当である。

⑶　十分な理由のある判決を求める権利

裁判所は、結論を示すだけでなく、十分な理由を記載した判決を下す必要がある。理由が不十分な場合、当事者は当該判決が論理的、合理的であるか、正当であるかを判断できず、また、上訴権を行使するか否かを決定することが困難となるからである。

以　上